

Title	岡本隆司・川島真(編)『中国近代外交の胎動』
Sub Title	Takashi OKAMOTO and Shin KAWASHIMA ed., Emerging Diplomacy in Late Imperial China, Tokyo 2009
Author	大坪, 慶之(Otsubo, Yoshiyuki)
Publisher	三田史学会
Publication year	2010
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.79, No.1/2 (2010. 3) ,p.197- 209
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20100300-0197

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

岡本隆司・川島真（編）
『中国近代外交の胎動』

大坪慶之

一
ておられる。⁽¹⁾ 評書は、両氏が中心となって二〇〇四年以来開催されてきた、中国近代外交史研究会の活動による成果をもとにしたものである。

国際社会において存在感を日に日に高めつつある現代中国の外交が、社会科学や現状分析を行う分野において盛んに研究されている。一方では、これらの研究領域に対し、歴史的背景をもふまえた考察を求める声が存在する。しかし、それを可能にする歴史学的な研究は、十分に蓄積されているとはいえない。このような問題意識を持ちつつ、対象時期を十九世紀後半に絞り、歴史学の立場から、その時代の中国外交史を究明することを目指した論文集が上梓された。編者の岡本隆司氏（京都府立大学文学部）と川島真氏（東京大学大学院総合文化研究科）は、近年、中国外交史に関する研究を精力的に進め

歴史的背景をふまえて中国外交の現状や将来を見据えようとするとすれば、十九世紀以来の中国外交史の理解や把握は必須の課題となってくる。この課題を前にした中国近代外交史研究の問題点を、岡本氏は「序章」にて、次のごとく指摘している。これは執筆者全員に共有され、かつ評書の内容を理解するうえで重要と思われるので、詳しく紹介することにした。問題点の第一に、先行研究の考察対象が、十九世紀半ばと二十世紀前半に集中していることである。この点は、従来の研究がアヘン戦争（一八四〇～四二年）・アロー戦争（一八五六～六〇年）

前後の時期と、中華民国期に集まる傾向があり、そのあ
 いだの時期は、経済史的・思想的なアプローチに基づ
 く秩序関係を示した研究⁽²⁾が大半を占めているとの認識に
 よる。第二に、史料上のバイアスである。ここでは、早
 くから基本史料として用いられてきた編纂史料に取り入
 れられた観点、具体的には『籌辦夷務始末』の有する十
 九世紀半ばの華夷観と、『清季外交史料』の持つ二十世
 紀の民族主義とによって、十九世紀後半の状況が説明さ
 れてしまっているとする。

以上の点を克服するため、評書は、中国外交史を総体
 的・体系的に理解することを目標に掲げる。その研究手
 法は、まず一八七〇〜九〇年代という時期に固有の価値
 を付すこと、そして坂野正高氏の外交史研究の大きな特
 徴をなした制度史的な視点や方法を積極的に導入するこ
 とである。⁽⁴⁾これにより、単なる個別の事件史にとどまら
 ない、体系的な分析を行うことが期されている。一方で、
 膨大な量が存在する当該時期の史料状況などをふまえ、
 評書では三つの軸を厳選したうえで検討が進められる。
 第一の軸は日清関係、第二は西欧列国との関係、第三は
 アメリカとの関係である。こうして得られた歴史過程を、
 時系列的な区分と分野的な広がりをもってまとめると、

三つのカテゴリーに腑分けすることが可能になるという。
 それは、十九世紀前半から一八七〇年代にいたる「夷
 務」、一八六〇〜九〇年代までの「洋務」、一八九〇年代
 以降から世紀転換期の「外務」である。そして評書では、
 これに対応して三部構成が取られている。以下、その内
 容を具体的にみていくことにしよう。

二

評書は八本の論文からなる。収録された論考ならびに
 その著者を示すと、次のようになる。

序章 中国近代外交へのまなざし(岡本隆司)

第I部 「夷務」の時代

第一章 清代の通商秩序と互市―清初から兩次アヘ

ン戦争へ―(廖敏淑)

第二章 日清関係の転換と日清修好条規(森田吉

彦)

第三章 隣国日本の近代化―日本の条約改正と日清

関係―(五百旗頭薫)

第II部 「洋務」の時代

第四章 在外領事像の模索―領事派遣開始前後の設

置論―(青山治世)

第五章 在外公館の伝統と近代―洋務時期の在外公

館とその人材―(箱田恵子)

第六章 中華帝国の近代的再編―在外華人保護論の

台頭をめぐる―(茂木敏夫・岡本隆司)

第三部 「外務」の時代

第七章 韓国の独立と清朝の外交―独立と自主のあ

いだ―(岡本隆司)

第八章 外務の形成―外務部の成立過程―(川島

真)

第I部は、「夷務」の時代と称して、十九世紀前半から一八七〇年代までを検討する。ここでは、清朝の華夷観を一つの手掛かりに、旧来の対外関係のあり様と、その変化の具体相が描かれる。

第一章では、法学研究科の出身である廖敏淑氏(中国社会科学院近代史研究所)により、「互市」という語を中心とした考察が進められる。廖氏は、これまで「互市」に十分な注意が払われてこなかったとしたうえで、「朝貢体制」「朝貢システム」といった既成概念に疑問を投げかける。これは、「朝貢システム」などの概念の有

効性を疑問視する近年の研究成果を受けてのものである。そして、清朝の通商制度を、「互市」という観点から三つにまとめている。第一は、陸路の「関市」である。これは、清朝と相手国とのあいだで章程が結ばれ、それに基づき互市場を設定し、交易する方法である。第二は、海路の「海舶」である。これは、内外の商船が海関の管理のもとで貿易に従事するものである。第三は、「在館交易」である。これは、外国の使節団が清朝にやってきた際に、入国地点の館舎に加え北京でも行うことが可能な原則免税の交易である。そして三つに共通する特徴として、貿易相手国やその内容が特化一定していることなどを挙げている。

次に、上記のまとめを受け、「朝貢システム」論は海路の通商を重視し、陸路のそれは考察してこなかったとして、先行研究の問題を二点指摘する。一点目は、そもそも朝貢の際に行われる皇帝への貢献、ならびに皇帝からの下賜を貿易と見なすことはできず、「在館交易」の実態も「朝貢貿易」とは一致しないことである。二点目は、「カントン・システム」におけるカントン一港への貿易制限はイギリスを対象としたものであり、必ずしも全ての相手国に向けたものではないなど、海路貿易の実

態についても、その全体像を描ききれていないことである。廖氏は、これらの指摘をふまえ、「朝貢システム」とは清朝の主観的な政策方針や対外的な態度を基に作られた虚構であり、実態を反映したものではないと主張する。そして、実際の通交形態は「互市」であり、アヘン戦争・アロー戦争を経ても大きなシステム変更はみられず、変わったのは総理衙門という外政機構とその運営であったとする。また、日清修好条規についても、旧来の「互市」の仕組みを具体化したものであったと位置づける。

第二章では、森田吉彦氏（帝京大学文学部）が、日清修好条規の締結交渉を、日清関係という視点から考察する。明治維新後の日本が、清朝に修好条規締結を求めた直接的な契機は、日清提携への希望であった。一方、清朝がそれに応じたのは、日清関係で有利な状況を作り出そうというねらいからであった。このような締結交渉を、森田氏は次の三つの点に着目し、議論を進める。

まず、日本側の動きを軸に、日清交渉に至る経緯がまとめられる。江戸時代の日本では、清朝との相互往来は認識されていたものの、特筆すべき動きは見られなかった。明治時代に入り、名倉信敦の日清尋盟論のような両

国の提携を視野に入れた戦略が出てくる。また日本外務省も、必ずしも提携を志向していたわけではないが、両国の国交に期待を寄せるようになる。これは日本外交の中に、西洋列強に対する何らかの梃子として清朝が位置づけられたことの表れであったという。

次に、修好条規条文の検討を通じて、清朝のねらいが検討される。交渉を通じて日本は、清朝側の示す条文・修正案の意図を見抜くことができなかった。それにより、清朝は修好条規を自らの草案通りとすることに成功する。そして、修好条規に付随する通商章程では、基本的に既存の規定を相互承認することになったのである。

最後に、交渉への評価と展望が述べられる。森田氏は、当時は日清の双方が近代外交を十分に受容していなかったとしている。そして交渉の問題点として、日本側においては公用語を漢文としたこと、清朝側においては日本への不信感を抱いていたことを指摘している。

第三章では、五百旗頭薫氏（東京大学社会科学研究所）が、日本の不平等条約改正交渉に並行してみられた、一八七〇〜八〇年代の日清関係を考察する。ここでは大きく、二つの課題が設定される。

第一に、日清交渉そのものの検討である。一八七一年

に調印された日清修好条規は、運用についての共通理解が得られないまま一八七三年の批准に至る。程なくして、日本から修好条規の改正要求が出されるが、清朝は内容の変更に消極的であった。折しも対華人行政の問題に琉球処分をめぐる両国の対立が加わり、日本外務省の動きが活発になっていった。そして一八七九年、日本は総理衙門を相手に、ようやく修好条規の改正交渉にこぎつける。

その主たる目的は、欧米との不平等条約改正交渉の障害（税関の権限や領事裁判権の規定が曖昧であると認識されていた）を除去すること、日本における華人の取締りを容易にすること、欧米が有していた清朝領内における内地通商権を獲得することの三点であった。日清修好条規の改正交渉は、一端まとまりかける。しかし、琉球問題に絡み李鴻章が反対に転じたことで、暗礁に乗り上げることになる。

第二の課題は、日本の対欧米交渉が、日清関係に与えた影響についてである。日本は、修好条規の改正交渉を、琉球問題を切り離す形で着手した。しかし交渉が進むにつれ、本国（東京）と現地（北京）との齟齬が次第に広がっていき、最終的には交渉そのものが失敗に終わる。森田氏によると、これが日清関係に深刻な影響を与える

ことになったという。日本による修好条規改正の断念は、両国間の課題を、周辺地域をめぐる利害調整に集約させることになった。そして、利害調整を行う制度的枠組みとして天津条約（一八八五年）が結ばれる。しかし天津条約は、修好条規の改正交渉を行う中でみられた清朝の頑固で保守的・背信的な交渉スタイルにより、枠組みを支える精神の通用力を失っていたとされる。

第Ⅱ部は、「洋務」の時代と称して、主に一八七〇年代後半から八〇年代を扱う。ここでは、「夷務」を言い換えた「洋務」の内容と意義づけの転換が主題となる。

第四章では、青山治世氏（愛知学院大学人間文化研究所）が清末の在外領事設置問題を、領事派遣のはじまつた一八七〇～八〇年代を中心に検討する。論点は大きく二点ある。第一は、清朝内における在外領事の設置に対する認識の変化、第二は、その変化が、政策議論にどう反映していったかである。

青山氏によると、一八七〇年代後半における清朝政府の領事設置問題に対する認識や態度は複層的であったという。まず郭嵩燾の在シンガポール領事設置建議を紹介し、彼の議論は楽観的にすぎると評価する。次に、増設

に慎重な意見を唱えた人物として曾紀沢を挙げる。彼の慎重論は、西洋諸国が清朝による領事設置に反対することよりも、むしろ領事の職能そのものについて極めて抑制的な見解を有していたことによるとされる。一方、李鴻章（薛福成⁶）も慎重論であった。しかし、その内容は曾紀沢と同じ文言を用いつつも、曾紀沢のそれとは異なり、領事の設置に含みを残したものであったという。

一八八〇年代に入ると、領事設置論は新たな展開をみせる。まず李鴻章であるが、彼の認識は一八七〇年代から変化し、清朝にとって有益となる領事派遣を、限られた財源の中でどう行うかという方向になっていく。次に、曾紀沢に拔擢され、官僚として初めて在シンガポール領事となった左秉隆の提言を分析する。理由は、それが具体的な理論と方法を備えた初めての領事増設論であったからという。提言は、領事設置の意義をより積極的に説明したものであり、直接的なつながりは確認できないものの、その類似性から後の張之洞・薛福成らによる領事増設案の下敷きになった可能性を指摘する。また、李鴻章が一八八〇年代後半から九〇年代前半にかけて、表立った主張をし得ない形で領事論が展開されたことを、次の時代への胎動を示す指標として捉えられる可能性にも

触れている。

第五章では、箱田恵子氏（京都大学人文科学研究所）

が、洋務時期の在外公館における人材の登用や育成の特徴を、洋務一般との関係を軸に考察する。最初に、常駐使節の派遣と洋務一般をめぐる状況との関係について述べる。当時、多くの読書人は、洋務を論じることを潔くは考えていなかった。その影響もあり、洋務は清朝の中央政府ではなく、地方の総督・巡撫の主導のもと、体制外の臨時的機関によって担われる。そして、地方の洋務事業と同様に、在外公館の人事も臨時的機関のそれとして実施される。

一八七〇年代後半から八〇年代前半の在外公館では、国内洋務機関に対する総督・巡撫と同様、公使が人事権を握っていた。また、外交の専門家を育成する体系的な教育制度や人材の登用制度は確立されておらず、臨時的な方法に拠っていた。その影響から、実地研修によって対外交渉のための人材が養成されていく結果となった。

ところが、清仏戦争（一八八四〜八五年）後になると、在外公館をめぐる状況は一変する。士大夫は洋務も自らの責務と認知するようになり、在外公館への科挙官僚の配置が議論されるようになる。しかし当時は、捐納で

官僚資格を得た候補官が正規のポストに就けず、洋務機関にある制度外の職に群がっていた。そのため、捐納なしには立ち行かない清朝中央が、他の洋務機関と同じく候補官を収容する働きをしていた在外公館の人事に介入し、中央から正規の官僚を送り込むことは難しい情勢にあつた可能性を指摘する。一方で、在外公館側からは、洋務の一部ではない外交独自の重要性が主張されはじめる。これを箱田氏は、「洋務からの離脱、外務の胎動」と評価する。

第六章では、茂木敏夫氏（東京女子大学現代教養学部）と岡本隆司氏が、清末の外交政策における理念を追求する。ここでは、「化外」の民の典型といえる在外華人を保護すべしという議論の出現は、中華王朝の世界観の転換を反映したものであつたとしたうえで、その経緯と結果、前後する時期との変更と連続、転換の意味を考察する。

まず、転換以前の状況を、在外華人の観点から整理する。明代のなかば以来、東南アジアに移住した華人は、朝貢・貿易を通じて中国市場とつながることで、現地における保護・優待を獲得していた。中華王朝は、彼らを棄民視する一方で、東南アジア産の物産を持ってきた華

商を王化に服したとして、朝貢理念における皇帝の權威のもと、ゆるやかに掌握・統合していたのである。

十九世紀も後半になると、華人労働力の問題で欧米諸国との間に外交問題が発生し、清朝は対応に迫られるようになる。それに伴い、海外に渡った華人についての理念も、棄民から保護へと転換し、転換を具体化する機構・回路として、在外公館の設置・整備が課題となっていく。とりわけ南洋地域においては、東南アジアがヨーロッパ諸国の植民地となり、華人に対する「朝貢理念」による消極的な掌握、その結果としての事実上の保護」が機能しなくなったことが背景にあつた。これにより、外国・植民地に領事を派遣して、自国民を保護することが目指されるようになる。これは、国際法に基づく積極的保護への転換であつたという。そして十九世紀末から辛亥革命、さらには戦後に至るまで、在外華人の糾合と動員が働きかけられていくのである。

これら一定の領域を越えてヒトの保護・掌握を行うことは、伝統的な統治理念との親和性を持つものでもあつた。ここでは、「版図」が「領土」に限定される一方で、「版図」外の華人を積極的に保護し困い込んでいくという現象がみられる。こうして、ヒトの支配においても、

全面的かつ均質な中華化に中国化が徹底され、「中華」「中国」の保持・統合へ向かう中華帝国の近代的再編がなされていったのである。

第二部は、一八九〇年代後半から一九〇〇年頃までを扱う。この時期には、清朝側の対外的な姿勢や制度の姿容がみられる。ここでは、その動向を「外務」の時代と名付けて、具体的な国際関係と制度的な構造が検討される。

第七章では、岡本隆司氏が一八九五〜一九〇〇年の国際情勢と清韓関係を検討することで、一九〇〇年以降の歴史的前提とその意味を考察する。

日清開戦時の日本における朝鮮政策には、①朝鮮独立の放任、②朝鮮の名義上独立、日本の干渉、③日清両国による担保、④永世中立国化、の四つがあった。これが日清戦後のロシアの台頭により、「相対的なロシア優勢、日本劣勢」、つまり③の清朝がロシアに置き換わった状態になる。そして朝鮮の地位は法的に曖昧のまま、ひとまずの安定をみる。このような情勢の中で、韓国は「独立」を目指すことになる。しかし清朝は、下関条約の締結後も韓国の「独立」を認めず、あくまで「属国の体」

を存続させようとした。

一八九八年夏、清朝は態度を変化させ、「属国」ではなく「友邦」として、韓国と条約を結ぶ。これは華夷観から国際観への変化の表れであったという。その国際的要因としては、当時の清朝が、西欧列国により瓜分の危機にさらされていたことが指摘される。また国内的要因としては、戊戌変法が挙げられている。

一八九九年、韓国は「独立」を果たす。韓国にとっての「独立」とは、従来の「属国自主」から「独立自主」への転換であった。この転換を可能にした条件は、朝鮮半島をめぐる国際的な勢力の均衡と、「友邦」へと変化した新たな清韓関係であった。しかし、翌年の義和団事件におけるロシアの満洲占領によって、前者が破綻してしまう。そのため韓国は、自ら朝鮮半島の中立化を唱え、何とか「独立自主」を維持しようと試みるが、事態は日露開戦へと進んでいく。そして、これら一連の過程に全く立ち入れなかった清朝は、日露戦争に対して局外中立の姿勢を取ることになったとされる。

第八章では、川島真氏が、「夷務」「洋務」の一つの帰結として「外務」を位置づけ、あわせて外務部期(一九〇一〜一九一二年)を議論していくための出発点として、そ

の形成過程と、草創期における制度を考察する。

外務部の創設に向けては、二つの流れが存在した。第一は、戊戌変法期の外交制度改革論である。これは、変法頓挫のために将来に持越されたものであり、川島氏により間接的な流れと位置づけられている。第二は、義和団後の北京公使会議からの要求である。これは、直接的な流れと評価されている。

以上をうけて、外務部の設置は、列国の北京公使が作成した連名公書第十二条によって、清朝に要求される。それは、以下の手順で進められる。最初に、北京公使会議が総理衙門の改革を提案し、小委員会が設置される。

次に、小委員会の小村寿太郎（日本）とロックヒル（アメリカ）を中心に、骨格となる案文が作成される。三番目に、公使会議が総理衙門という機関名称の変更案を追加する。四番目に、慶親王・李鴻章と事前に意思疎通を図り、彼らの意見を取り入れた委員会案がまとめられる。そこには、名称問題も含まれていた。最後に、スペイン公使が外務部を六部の上位機関と位置づけたうえで、清朝に正式に照会される。こうして委員会案が支障なく清朝に受け入れられ、外務部が成立することになる。

外務部の制度は、総理衙門章京が作成した「擬奏事

宜」を骨子として、修正案である「本部事宜」が作られ、それを基に細部にいたるまで整備されていく。これについて川島氏は、「外務部の形成は、外在的な契機ではじまりつつも、その契機を内在化させつつ制度化」したものと評価する。

三

評書の研究史上の意義は、「おわりに」で川島氏が示すように、一時は「絶学」とも言われた日本の中国外交史研究に新たな方向性を提示したことがあげられよう。また、「序章」で指摘されたように、従来の十九世紀半ばから二十世紀初頭を対象とした清末外交史研究は、アヘン戦争・アロー戦争にはじまり、日清戦争や義和団事件といった重要な事件に研究が集まる傾向にあった。そして、各事件の間の時期については実証研究が少なく、未解明な部分が多く残されている。このような状況下にあつて八本もの実証研究を積み重ねたことは、大いに評価できるだろう。また個々の論考で明らかにされた事実も、有用なものが多い。以下では、その中から特に二点を選び出し、詳しくみていくことにしたい。

一点目は、在外公館の実態について明らかにしたこと

である(第Ⅱ部)。当時の清朝における外交の担い手を制度・機関に着目して整理すると、概ね次のようになるだろう。第一は、北京にある軍機処・総理衙門をはじめとする清朝中央政府内の機構である。第二は、李鴻章のような、地方にいて直接交渉にあたる地方官・欽差大臣である。第三は、諸外国の在外公館である。これをもとに考察対象となるテーマを想定すると、(1) 清朝中央政府内の政策決定過程、(2) 清朝中央と地方間のやりとり、(3) 清朝の地方官と諸外国公使などとの交渉、(4) 在外公館と諸外国政府との接触、などが考えられる。従来の研究は、これらのうち(2)と(3)に焦点をあてる傾向が強かった。このような状況下で、評書の執筆者が自身のこれまでの研究蓄積を生かしつつ、在外公館の実態を描出した意義は大きい。

二点目は、これまでよく分かっていたいなかった、外務部設立の流れを、具体的に示したことである(第八章)。これは、評者のような清朝中央の政策決定過程を研究するものにとっても、非常に有益な成果である。十九世紀後半を対象とする清末外交史研究において、北京の中央政府の動向を具体的に示したものは多くない。評者も清仏戦争(一八八四〜八五年)開戦前夜の時期について考

察したことがあるが、未解明な部分がまだまだ存在する。このような状況のもと、外務部の設立過程を究明したことは、単に外交史の分野にとどまらず、当該案件をめぐる清朝中央の政策決定を分析するうえでも、大きな意義を有する。特に列国会議の代表団が、清朝に外務部の設立を求めるにあたり、慶親王・李鴻章と事前に接触し、彼らの意見が外務部設置案に取り入れられていく様子は、特筆に値するものである。

ここでは、李鴻章に加えて慶親王が出てくることにも注意したい。この事実は、彼が単に総理衙門の首席大臣であったというだけでなく、近年、進展著しい大清帝国史研究との対話をも可能にする重要な成果であることが指摘できる。換言すると、清朝の国家構造とも絡む、重要な事象でないかということである。⁹⁾ 建国以来、親王をはじめとする清朝の宗室は、北京にいて重職を担い、政権の中枢を担う存在であった。したがって、慶親王の役割を総理衙門の首席大臣としてのみ理解するのではなく、長期的な視野に立って考える必要がでてくる。その意味で、親王が外務部の設立に関与し、その総理大臣に就くことは、「外務」の時代においても、なお彼らの存在が大きな意味をもっていたことを示唆する。このような視

点からも分析が行われれば、中国近代外交史の研究が、よりいつその深みを増すことが期待できよう。

四

最後に、評者の感想を二点述べておきたい。一点目に、評書は、一八七〇〜九〇年代という時期に固有の価値を付すことを一つの課題として掲げ、十九世紀後半を「夷務」「洋務」「外務」に分けて考察を進める。そして各部においては、例えば**第I部**では日清修好条規を中心とする日清関係（**第二章・第三章**）に、**第II部**では在外公館（**第四章〜第六章**）に着目するなど、論点が分散し全体としてのまとまりを欠くことがないよう配慮されている。このような構成をとることで、評書は、読者による各論文の内容理解を助けることに、かなりの程度成功していると言えよう。

一方で評書からは、個々の論文が実証研究に徹しているがゆえに、各論文での成果が一八七〇〜九〇年代の時代相に、最終的にどのように反映されていくのか、分かりにくくなっている印象も受けた。例えば、**第II部**では在外公館について多くのことが明らかにされている。そして、各論文で提示された成果の持つ意義も理解できる。

他方では、各章の執筆者が、自身の成果だけで当該時期の時代相の全てを表せていると考えていないことは、「序章」にて三つの軸を厳選したことが説明されていることから容易に想像できる。そのため在外公館を分析したことが、時代相全体の中にどう位置づけられていくのか理解しにくくなっているように思われる。結果として読者は、実証された事実をふまえて当該時期の持つ固有の価値について考えることになる。しかし、それでは執筆者の意図を正確に理解できているか否か、不安にかられることもあるのではないだろうか。

もちろん評書が、実証研究の蓄積を第一の目的にしていることもあり、新たな枠組みを安易に構築せず、議論に慎重を期していることは十二分に理解できる。このような真摯な態度をもって研究を進めることは、むしろ望ましいと言える。しかし、現段階で議論を行うまでは難しいにせよ、仮説を提示するなり、実証した事実の位置づけを明確にするなり、読者が当時の時代相を考える手掛かりを、各章でもう少し積極的に提示してもよかつたのではないだろうか。そうすることが、堅実な実証研究を多数収録した評書の価値をいつそう高めるように思われる。

感想の二点目は、評書が明らかにした十九世紀の状況と十八世紀以前のそれとの關係を、どのように捉えるかである。それには、第一章で扱われた互市を念頭に置きつつ十九世紀後半の特色を検討し、それを数百年単位の歴史の流れに位置づけていくことが、有効な手段になってくるのではないだろうか。十八世紀以前の互市についての研究は、第一章でも紹介される通り、近年大きな進展を見せている。そこでは様々な見解があるようだが、とりわけ岩井茂樹氏の提示する仮説は注目に値する。それは、十八世紀における貿易と交渉はひとつのまとまりをなしており、そのベクトルは中央ではなく地方に向かつてはたらいだした⁽¹⁾こと、そしてそれを具体化していたのが互市であったのではないか、というものである。

それでは、評書が扱う十九世紀後半の状況は、どうであろうか。当時は西洋列国との外交も頻繁に行われるようになっていた時代である。そこでは、清朝中央が北京での交渉や在外公館の開設に難色を示したり、李鴻章に代表される地方官が外交の舞台で活躍したりするという現象が見られることが、先行研究によって指摘されている。また、一八六一年に総理衙門が設置されて以後も、外交権が中央に一元化されず、地方の総督・巡撫が権限

を一定程度握っていた。つまり対外交渉においては、十九世紀になっても清朝は、外向きのベクトルを持っていたように見える状態が残っているのである。もちろん、十九世紀後半の状況を、十八世紀と連続するとみなしてよいか否か、現段階では分からない。しかし、連続する点と変化した点を整理することで、「夷務」の時代の持つ固有の価値も明らかになってこよう。また、このような角度から日清修好条規を検討することで、それに関する交渉を実証的に分析したことの意義が、より明確になってくるように思われる。

以上のごとく感想を述べてきたが、これらは評者が今後の課題になりそうなことを述べたに過ぎず、評書の価値を下げるものではまったくない。むしろ評書には、実証研究重視の姿勢など、学ぶべき点が豊富に含まれている。評書は今後、外交史研究を志す者にとっての道標となる、必読の書になっていくだろう。

註

- (1) 代表的なものとして、岡本隆司『近代中国と海関』名古屋大学出版会、一九九九年／同『属国と自主のあいだ——近代清韓關係と東アジアの命運——』名古屋大学出版会、二〇〇四年／川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学

出版会、二〇〇四年がある。

(2) 例として、濱下武志『近代中国の国際的契機―朝貢貿易システムと近代アジア―』東京大学出版会、一九九〇年／同『朝貢システムと近代アジア』岩波書店、一九九七年／茂木敏夫『変容する近代東アジアの国際秩序』山川出版社、一九九七年が挙げられる。

(3) 『籌辦夷務始末』は、アヘン戦争以来の対欧米外交における先例を集めた官撰の史料集で、アヘン論争のはじまる一八三六―七四年(道光・咸豊・同治年間)を対象とする。『清季外交史料』は、官撰ではないが、軍機章京であった王彦威父子が編集したものであり、一八七五―一九一一年を扱っている。一般的には、後者は実質的に前者の続きをなすものと言われている。

(4) 主要なものとして、坂野正高『近代中国外交史研究』岩波書店、一九七〇年／同『近代中国政治外交史―ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで―』東京大学出版会、一九七三年がある。

(5) 岩井茂樹『16―18世紀の東アジアにおける国際商業と互市体制―『東アジア研究』四六、二〇〇六年、三―二四頁／同『清代の互市と沈黙外交』夫馬進(編)『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇七年、三五四―三九〇頁／岡本隆司『朝貢』と『互市』と海関『史林』九〇―一五、二〇〇七年、八七―一九九頁など。

(6) 青山氏は本文中で、「李鴻章(薛福成)」という表記法を用いている。これは、議論のもとになった李鴻章から

曾紀沢への書簡が、李鴻章の幕下にあった薛福成の『庸齋文集』に「代李伯相復曾星使書」として収録されていることによると思われる。しかし、この表記法の意味するところは明示されていないため、これが李鴻章の意見と薛福成のそれとが一致するということなのか、それとも李鴻章ではなく実質的に薛福成の意見だったということなのかなど、具体的なことは不明である。そこで、本稿では青山氏の表記法にしたがう。

(7) 拙稿「清仏戦争前後における清朝中央の外交政策決定過程」『東洋学報』九〇―一三、二〇〇八年、一―三〇頁。

(8) 大清帝国史研究の最新の成果をまとめたものとして、岡田英弘(編)『清朝とは何か』藤原書店、二〇〇九年がある。

(9) 清朝の構造については、杉山清彦「大清帝国の支配構造と八旗制―マンジュ王朝としての国制試論―」『中国史学』十八、二〇〇八年、一五九―一八〇頁などを参照。

(10) 前掲岩井二〇〇六年論文、一九―二四頁／同二〇〇七年論文、三五七―三五八頁。

『中国近代外交の胎動』東京大学出版会 二〇〇九年 A5 判 一三三頁 定価四二〇〇円